

## 南国市関連キャラクターの使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南国市以外の者が南国市関連キャラクターを商品等のデザイン等に使用する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (南国市関連キャラクター)

第2条 前条の南国市関連キャラクターとは、やなせたかし氏又は株式会社やなせスタジオ（以下「スタジオ」という）著作の次に掲げるものをいう。

- (1) しょうがちゃん
- (2) ありがとう駅のセンベちゃん
- (3) ごめん生姜地蔵
- (4) やなせライオン

### (著作物の使用に関する手続の主体)

第3条 前条各号に掲げる南国市関連キャラクター（以下「著作物」という。）の使用に関する全ての手続は、スタジオから当該手続の実施に関する許諾を受けた南国市が行うものとする。

### (使用申請)

第4条 著作物を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、著作物使用（変更）許可申請書（様式第1号）に関係書類を添付の上、市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用をするときその他同法の規定によって著作権者の承諾なく著作物を使用することが認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき。

### (使用許可等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当しないと認めたときは、著作物の使用を許可し、著作物使用（変更）許可通知書兼使用料請求書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- (1) 著作物の使用の内容が南国市、やなせたかし氏若しくは著作権者又は著作物のイメージを損ね、又は損ねるおそれのあるとき。
- (2) 著作物の使用の内容が法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 著作物の使用の内容が特定の政党、候補者、宗教団体又は営利団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 著作物の使用の内容が南国市の活性化に寄与するものではないとき。
- (5) 申請者が南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）別表に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、許可することを市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、同項各号のいずれかに該当すると認めたときは、著作物の使用の不許可を決定し、著作物使用（変更）不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

#### （使用許可の期間）

第6条 前条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）の期間は、使用許可に係る商品等（以下「使用対象物」という。）ごとに市長が定める。

#### （使用料）

第7条 使用許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、使用対象物に係る著作物の使用料として、別に定める使用料の算出基準により算出された金額を指定された期日及び方法により、スタジオに支払わなければならない。

2 使用者は、前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による審査において著作物の使用の内容が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた場合は、著作物を無償で使用する事ができる。

- (1) 南国市又は南国市を含む広域エリアに関する広報・PR活動を目的とするとき。
- (2) 南国市の特産品（販売物を含むものとし、市長が南国市の特産品として認めたものに限る。以下この号において同じ。）を広く周知させるため、南国市の特産品であることを示す目印として使用するとき。

#### （使用料の額の変更）

第8条 市長は、使用者からスタジオに前条第1項の規定による使用料の支払があった後においても、著作物の価値の上昇が認められる場合その他の正当な理由がある場合は、当該支払に係る著作物の使用料の額を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ使用者と協議しなければならない。

2 使用者は、前項の規定により使用料の額の変更があった場合は、当該変更に係る使用料を指定された期日及び方法により、スタジオに支払わなければならない。

#### （使用料の返還請求）

第9条 使用者は、第7条第1項、前条第2項又は第13条第2項の規定により支払った使用料の返還を請求することができない。

#### （遵守事項）

第10条 使用者は、著作物の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた内容以外の使用をしないこと。
- (2) 第5条第1項後段の規定により付された条件、南国市が別に定める著作物の使用に関するマニュアル及び南国市が指示する事項に従うこと。
- (3) 著作権表示を明示すること。

- (4) 使用対象物を国外に頒布しないこと。

(使用対象物の製造に係る手続)

- 第11条 使用対象物の製造は、使用対象物及び使用対象物に付随するラベル、包装、容器等（次項及び第3項において「使用対象物等」という。）の見本を南国市に提示し、南国市の監修及び承認を受けた後でなければ、これを行ってはならない。ただし、見本の提示が困難又は不要と市長が認める使用対象物については、この限りでない。
- 2 南国市は、前項の規定による監修の結果必要と認めるときは、使用者と協議の上、使用者に対し、使用対象物等の修正を求めることができる。この場合において、当該修正に要する費用は、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、第1項本文の規定による監修及び承認を受けた後使用対象物等を製造した場合は、当該使用対象物等の完成品を速やかに南国市に提出しなければならない。ただし、提出が困難と認められる使用対象物等については、当該完成品を撮影した写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。
- 4 使用者は、南国市から指示があった場合は、使用対象物に許可番号を明示しなければならない。この場合における許可番号は、「（許可を受けた年度の数字）南国市指令第（番号）号」とする。

(報告等)

- 第12条 使用者は、市長からの求めがあった場合は、使用対象物の製造、販売等の数量又は販売金額その他市長が求める事項又は資料を、市長の指示に従い報告し、提出し、又は市長若しくは市長が指定する代理人に閲覧させ、若しくは謄写させなければならない。

(使用許可の内容の変更)

- 第13条 使用者は、使用許可を受けた内容について変更しようとするときは、第4条に規定する申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 使用者は、前項の規定による変更が使用対象物の販売金額の増額その他第7条第1項又は第8条第2項の規定により支払った使用料の額では不足が生じることとなる内容である場合は、当該不足分の使用料について、指定された期日及び方法により、スタジオに支払わなければならない。
- 3 第5条及び第11条の規定は、第1項の規定による使用許可の内容の変更について準用する。

(使用許可の取消し)

- 第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対する使用許可を取り消すことができる。
- (1) 第5条第1項第5号に該当するとき。
- (2) 第7条第1項、第8条第2項又は前条第2項の規定による使用料の支払をしないとき。
- (3) 第10条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (4) 虚偽又は不正の申請により使用許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めたとき。

(規程の変更)

第 15 条 この規程は、スタジオと南国市が協議の上、内容を変更することができる。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、著作物の使用に関し必要な事項は、南国市が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。